

栃木県警察表彰規程

昭和61年6月25日

栃木県警察本部訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)に定めるもののほか、栃木県警察における表彰について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 表彰の種類等

第1節 警察本部長表彰

(本部長表彰)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞 詞
- (3) 賞 状
- (4) 賞 誉
- (5) 精 勤 賞
- (6) 賞
- (7) 感 謝 状

2 警察功績章は、警察職員(以下「職員」という。)として多年にわたり勤続し、その間の勤務成績が優秀で、特に顕著な功労があると認められる者に対して退職時に授与する。

3 賞詞は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通事故の防止、交通安全活動人命救助又は災害若しくは変時における警戒防護若しくは救護について(以下「犯罪の検挙等」という。)多大の功労があると認められる者
- (2) 20年及び30年勤続した者
- (3) 退職者のうち多年にわたり勤続し、多大な功労があると認められる者
- (4) 多年にわたり職務に精励し、勤務成績が優秀で他の模範と認められる者
- (5) 警察上重要な発見、発明、改善又は研究に多大な功労があると認められる者
- (6) 警察上重要事務処理に多大な功労があると認められる者
- (7) 警察の信頼を高める上で多大な功労があると認められる者
- (8) その他表彰することが適当と認められる者

4 賞状は、次の各号のいずれかに該当する警察本部各部各課(隊所を含む。)、サイバー対策センター、警察学校、警察署及び捜査本部その他の組織(以下「部署」という。)に対して授与する。

- (1) 犯罪の検挙等について顕著な功労があると認められるとき。
- (2) 警察上重要な発見、発明、改善又は研究に顕著な功労があると認められるとき。
- (3) 警察上重要な事務処理に顕著な功労があると認められるとき。
- (4) 警察の信頼を高める上で顕著な功労があると認められるとき。
- (5) その他表彰することが適当と認められるとき。

5 賞状は、賞詞を授与すべき場合に次いで功労があると認められる者、多年にわたり勤務成績が優良な者若しくは術科功労、研修成績が優良な者又はその業績が賞状を授与すべき場合に次いで業績のあつた部署に対して授与する。

6 精勤賞は、本県職員として満5年以上勤続した者に対して授与する。

7 賞は、次の各号のいずれかに該当する職員若しくは部署又は警察部外の者若しくは団体に対して授与する。

- (1) 警察本部又はサイバー対策センターが主催する各種競技会等における成績優秀等
- (2) その他表彰することが適当と認められるとき。

8 感謝状は、次の各号のいずれかについて功労があると認められる本県警察以外の警察の部署若しくは職員又は警察部外の者若しくは団体に対して授与する。

- (1) 犯罪の検挙等
- (2) その他警察又は職員に対する協力
(死亡又は退職時における表彰)

第3条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰することができる。

(表彰の制限)

第4条 表彰を受けるべき者が、次の各号に該当するときは、表彰を行わないことができる。

- (1) 表彰の日の前日からさかのぼって1年以内に懲戒処分を受けた者
- (2) その他表彰を受けるのにふさわしくない行為のある者

第2節 部長表彰及び所属長表彰

(所属長表彰)

第5条 所属長の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 褒賞
- (2) 賞
- (3) 感謝状

2 褒賞は、功労があると認められる職員に対して授与する。

3 賞は、警察本部、サイバー対策センター又は警察署が主催する各種競技会等において、優秀な成績をおさめた職員若しくは部署又は部外の者若しくは団体に対

し授与する。

4 感謝状は、功労があると認められる本県警察以外の警察の部署若しくは職員又は警察部外の者若しくは団体に対して授与する。

(部長等表彰)

第6条 部長及び首席監察官の行う表彰は、次のとおりとする。

(1) 賞

(2) 感謝状

2 賞は、授与者の所管する事務に関し、次の各号のいずれかに該当する職員若しくは部署又は警察部外の者若しくは団体に対して授与する。

(1) 本部長の行う表彰を授与すべき場合に次ぐ功労があると認められるとき。

(2) 警察本部が主催する各種競技会等における成績優秀等

3 感謝状は、次の各号のいずれかについて功労があると認められる本県警察以外の警察の部署若しくは職員又は警察部外の者若しくは団体に対して授与する。

(1) 犯罪の検挙等

(2) その他警察又は職員に対する協力

(準用規定)

第7条 第3条及び第4条の規定は、部長表彰及び所属長表彰について準用する。

第3節 連名表彰

(連名表彰)

第8条 本部長、部長及び所属長は、警察の関係する機関又は団体の長と連名で表彰を行うことができる。

第4節 副賞

(副賞)

第9条 表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

第3章 表彰の上申

(表彰の上申)

第10条 警務部警務課長(以下「警務課長」という。)は、第2条第2項に該当すると認められる職員があるときは、書面をもって本部長に表彰の上申をするものとする。

2 所属長は、第2条第3項から第8項までに該当すると認められる事案があるときは本部長に、第5条第1項に該当すると認められる事案があるときは当該部長に、それぞれ書面により表彰の上申をするものとする。

第4章 表彰の審査

(表彰審査委員会)

第11条 警察本部に栃木県警察表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長には本部長を、副委員長には警務部長を、委員には各部長（警務部長を除く。）、首席監察官、サイバー対策センター長、警察学校長及び警務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 4 委員会の事務は、警務部監察課において処理する。

（審査）

第12条 委員会は、本部長が必要と認める表彰事案について審査するものとする。

- 2 首席監察官は、委員会の審査に付さない場合には、その事案を主管する部長及び所属長と協議の上、表彰の適否を本部長に報告するものとする。

（補則）

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和61年7月1日から施行する
- 2 栃木県警察表彰取扱規程(昭和37年栃木県警察本部訓令第1号)は廃止する。

附 則（平12、11、20栃木県警察本部訓令乙第22号）

この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平13、6、20栃木県警察本部訓令乙第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平26、12、5栃木県警察本部訓令乙第13号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令7、3、31栃木県警察本部訓令第6号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。